

# 農地を相続等した場合の届出の手引き

## 1. 農地法第3条の3の規定による届出

- 届出者 農地を相続等した方
- 届出先 大府市農業委員会事務局
- 届出期間 随時
- 提出部数 1部

提出書類	備考	チェック
☆届出書	正本1部	<input type="checkbox"/>
委任状	代理人が申請する場合	<input type="checkbox"/>

☆必須

※全部事項証明書等の、農地を相続したことがわかる書類を窓口で確認させてください。

## 2. 農業者年金

- 届出者 ご遺族の方
- 届出先 あいち知多農業協同組合 大府支店
- 届出期間 受給者の死亡から10日以内
- 提出部数 1部

提出書類	備考	チェック
☆農業者年金死亡関係届出書	あいち知多農業協同組合 大府支店に用意しています。	<input type="checkbox"/>
☆農業者年金証書		<input type="checkbox"/>
☆死亡を証する書類	住民票写し、除籍謄本など 死亡日及び届出者と死亡者の続柄がわかる書類①又は② ① 届出者が配偶者の場合（死亡日と配偶者との婚姻関係が記載されているもの） ② 届出者が子の場合（死亡日と子の親子関係及び配偶者の死亡日が記載されているもの）	<input type="checkbox"/>

☆必須

大府市農業委員会事務局

TEL 0562-47-2111（代表）内線343

0562-45-6246（ダイヤルイン）

あいち知多農業協同組合 大府支店

TEL 0562-47-2126